

化学物質排出把握管理促進法の概要及び運用実績

．法の概要

1．経緯

化管法は、化学物質による環境汚染の未然防止に関する国民の関心の高まりや平成8年2月の経済協力開発機構（OECD）の勧告等を踏まえ、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とし、平成11年に制定。

特定化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置（PRTR: Pollutant Release and Transfer Register）やその性状や取扱いに関する情報（MSDS: Material Safety Data Sheet）の提供に関する措置等を規定。

平成8年2月	OECD 勧告
平成10年11月	中央環境審議会第一次答申（PRTR 制度の導入）
平成11年7月	化学物質排出把握管理促進法公布
平成12年2月	中央環境審議会第二次答申（PRTR 対象事業者等、対象化学物質の指定等）
平成12年3月	化学物質排出把握管理促進法施行令公布 化学物質排出把握管理促進法施行

2．制度の概要

（1）PRTR 制度

制度の趣旨

PRTR 制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境（大気、水、土壌）への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し国に届け出るとともに、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計し、公表するもの。

具体的な手続

ア）事業者は、個別事業所ごとに化学物質の環境への排出量・移動量を把握し、都道府県知事経由で国（事業所管大臣）に届け出なければならない。

秘密情報に係る部分は、直接事業所管大臣へ届け出ることとしている。

イ）事業所管大臣は、届け出られた情報について経済産業大臣及び環境大臣へ通知する。

ウ）経済産業省及び環境省は共同で、届け出られた情報を電子ファイル化し、物質ごとに、業種別、地域別等に集計・公表するとともに、事業所管大臣及び都道府県知事に通知する。

事業所管大臣及び都道府県知事は、通知された事業所ごとの情報をも

- とに、事業者や地域のニーズに応じ集計・公表することができる。
- エ) 経済産業省及び環境省は共同で、本法の届出義務対象外の排出源(家庭、農地、自動車等)等からの排出量を推計して集計し、ウと併せて公表する。
- オ) 国(経済産業大臣、環境大臣及び事業所管大臣)は、国民からの請求があった場合は、個別事業所の届出データを開示する。
- 開示請求にあたっては、平成13年度、14年度、平成15年度全データと平成16年度を併せて1枚のCD-Rに収録したものを手数料1,100円で開示している。
- カ) 国はPRTRの集計結果等を踏まえて環境モニタリング調査及び人の健康等への影響に関する調査を実施する。

PRTR制度の体系

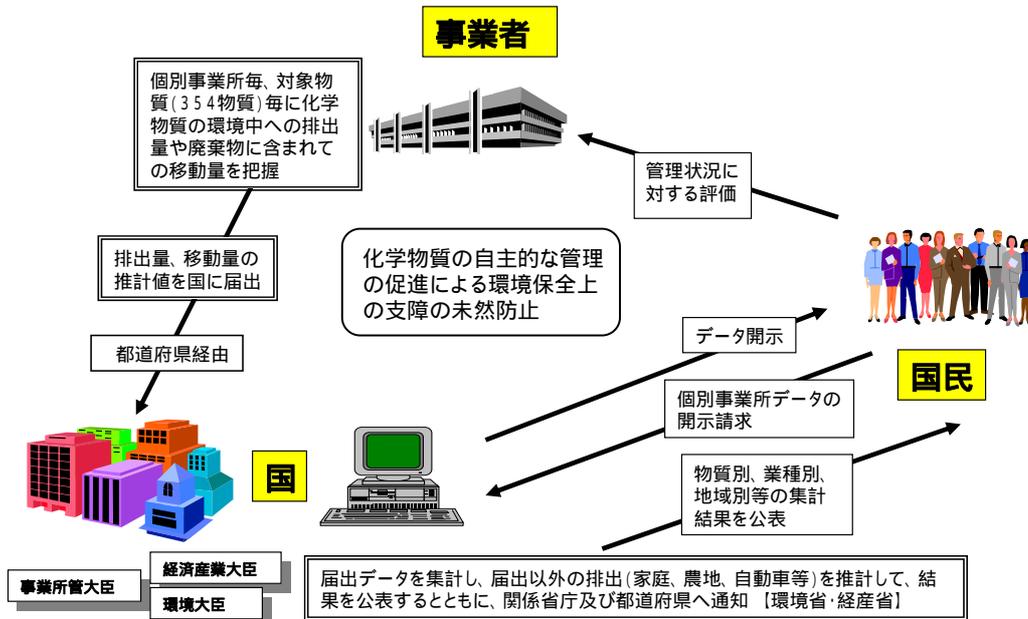


図1 PRTR制度の体系

対象物質

人や生態系への有害性(オゾン層破壊性を含む)があり、環境中に広く存在する(ばく露性がある)と認められる物質として選定されたもの(第一種指定化学物質:政令で354物質を指定)。

第一種指定化学物質の選定にあたっては、平成12年2月中央環境審議会答申において、「有害性」の判断基準(吸入慢性毒性、経口慢性毒性、発がん性、変異原性、生殖/発生毒性(催奇形性を含む)、感作性、水生生物(藻類、ミジンコ、魚類)に対する生態毒性、オゾン層を破壊する性質)及び「相当広範な地域の環境での継続的な存在」の判断基準(一般環境中での検出状況、

製造・輸入量)が示されている。

具体的には、以下のような物質が指定されている。

- ・ 揮発性炭化水素 : ベンゼン、トルエン、キシレン等
- ・ 有機塩素系化合物 : ダイオキシン類、トリクロロエチレン等
- ・ 農薬 : 臭化メチル、フェニトロチオン、クロルピリホス等
- ・ 金属化合物 : 鉛及びその化合物、有機スズ化合物等
- ・ オゾン層破壊物質 : CFC、HCFC 等
- ・ その他 : 石綿等

また、第一種指定化学物質を含有する製品については、以下のとおり定義されている。

製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質量の割合が1%以上であり、又はいずれかの特定第一種指定化学物質(発がん性物質)量の割合が0.1%以上である製品であって、次の各号のいずれにも該当しないもの。

- ・ 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- ・ 第一種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- ・ 主として一般消費者の生活の用に供される製品
- ・ 再生資源

対象事業者

PRTR 対象事業者として、第一種指定化学物質またはこれを含有する製品を製造、使用その他業として取り扱う等により、事業活動に伴い当該物質を環境に排出すると見込まれる事業者であり、次のア)～ウ)の要件全てに該当する事業者。

ア) 次の事業に属する事業を営んでいる事業者

- ・ 全ての製造業(化学工業、電気機械器具製造業、鉄鋼業等)
- ・ 金属鉱業、電気業・ガス業、下水道業、燃料小売業、洗濯業、自動車整備業、廃棄物処分業、高等教育機関、自然科学研究所等

イ) 常用雇用者数 21 人以上の事業者

ウ) いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が 1 t 以上(特定第一種指定化学物質は 0.5 t 以上)の事業所を有する事業者等又は特別要件施設(廃棄物処理施設や下水道終末処理施設など)を有する事業者

罰則

本法に基づく届出をせず、又は虚偽の届出をした事業者は、20 万円以下の過料。

施行経緯

平成 11 年 7 月	化学物質排出把握管理促進法の公布
平成 13 年 4 月	年間取扱量 5 トン以上の事業者による排出量等の把握開始
平成 14 年 4 月	年間取扱量 5 トン以上の事業者による排出量等の届出開始
平成 15 年 3 月	国による平成 13 年度排出量・移動量に係る集計結果の公表、開示の開始
平成 15 年 4 月	年間取扱量 1 トン以上の事業者による排出量等の把握開始
平成 16 年 3 月	国による平成 14 年度排出量・移動量に係る集計結果の公表、開示の開始
平成 16 年 4 月	年間取扱量 1 トン以上の事業者による排出量等の届出開始
平成 17 年 3 月	国による平成 15 年度排出量・移動量に係る集計結果の公表、開示の開始
平成 18 年 2 月	国による平成 16 年度排出量・移動量に係る集計結果の公表、開示の開始
平成 18 年 4 月	第 5 回（平成 17 年度排出量）の届出開始

(2) MSDS 制度

制度の概要

事業者による化学物質の適切な管理を促進するため、対象化学物質を含有する製品を他の事業者に譲渡又は提供する際には、その化学物質の性状及び取扱いに関する情報(MSDS：化学物質等安全データシート)を事前に提供することを義務づけるもの。

作成日 1995 年 5 月 16 日 改訂日 2001 年 1 月 25 日	
化学物質等安全データシート(性状取扱情報)	
<p>1. 製品及び会社情報</p> <p>製品名 トリクロロエチレン 会社名 露が岡工業株式会社 住所 神奈川県横浜市中央区 1 丁目 1 番地 品質保証部 担当部門 製品本部 担当者(作成者) 製品本部 電話番号 045-123-4567 FAX 番号 045-123-4568 製品コード COS-0001 緊急連絡先 横浜工場(電話番号 045-123-1234) 整理番号 TCE-1</p> <p>2. 組成、成分情報</p> <p>単一製品、混合物の区別 単一製品 化学名 トリクロロエチレン 別名 トリクロルエチレン、三塩化エチレン 成分及び含有量 99% 化学特性(化学式又は構造式) $\text{CHCl}_2\text{=CCl}_2$ 官報公示整理番号(化審法・安衛法) 2 - 105 CAS No. 79-01-6 化学物質管理促進法 第一種指定化学物質 政令番号 第 211 号 労働安全衛生法 57 条の 2 第 1 項(通知対象物 政令番号第 383 号)</p>	<p>3. 危険有害性の要約</p> <p>最重要危険有害性 吸入したり皮膚からの体内への吸収により、中枢神経系や血液に影響を及ぼす。蒸気は強い麻酔作用がある。</p> <p>有害性: 蒸気は強い麻酔作用があり、肝臓や腎臓に障害を起こしうる。この液体と接触すると、目は刺激され、継続して作用を受けると皮膚も刺激される。急性毒性の結果としては、中枢神経系の一時的障害、しかし永続的障害も起こる。火災の場合は、有害な塩化水素等が発生する¹⁾。</p> <p>環境影響: 水生生物に中程度の毒性を示すが、生物蓄積は低い。 物理的及び化学的危険性: トリクロロエチレンは、室温では難燃性である。しかし、高温度や高酸素濃度等の特殊な条件下では引火し、時には爆発する²⁾。</p> <p>主要な徴候: 麻酔作用 分類の名称(分類基準は日本方式) 急性毒性物質、その他の有害性物質</p> <p>4. 応急措置</p> <p>吸入した場合: 傷病者を新鮮な空気のあるところに移し、窮屈な衣服部分は緩めて安楽な状態にし、医師が来るまで身体を冷やしてはならない。呼吸が停止しているときは、直ちに人工呼吸を行なうとともに、医師の診断を受けさせる。</p> <p>皮膚に付着した場合: 付着した身体部位を水で洗浄する。衣服、靴及び靴下等にかかっている時は、直ちに脱がせ、それらを遠ざける。</p> <p>目に入った場合: 直ちに多量の正常な流水で 15 分以上洗浄する。そのため、まぶたを指で広げ、同時に眼球をあらゆる方向に動かす。痛みのため目を擦ることはさせない。そして、なるべく速やかに眼科医の手当を受けさせる。</p> <p>飲み込んだ場合: 無理に吐かせないで、医師の手当を受けさせる。嘔吐する場合には、少なくとも頭部を横に向ける。意識喪失の危険がある場合には、待機や搬送は安定な側臥位で行なう。</p>

図 2 MSDS の記載例(トリクロロエチレン)

対象物質

以下のア) イ)の双方が対象(合計 435 物質)

ア) 第一種指定化学物質(354 物質)

(PRTR 制度の対象物質と同じ)

イ) 第二種指定化学物質(81 物質)

第一種指定化学物質と同様の有害性があるが、ばく露性はそれより低いと見込まれる物質として選定されたもの

対象事業者

対象製品を他の事業者に譲渡又は提供する全ての事業者が対象

実施状況

平成 13 年 1 月 MSDS の提供義務づけの開始

(3) その他

化学物質管理指針

ア) 事業者が指定化学物質等(第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びそれらを含む製品)の管理を行う際のガイドラインとして策定。

イ) 指針の内容

- ・ 化学物質の管理の方法(管理の体系化、管理対策等)
- ・ 化学物質の使用の合理化対策
- ・ 化学物質の管理についての国民理解の増進(リスクコミュニケーション)
- ・ 化学物質の性状及び取扱いに関する情報(MSDS)の活用

ウ) 事業者は、本指針に留意して化学物質の管理を行うとともに、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

国及び地方公共団体による支援措置等

国及び地方公共団体は、本法の目的を達するため、以下の措置を講ずることとされている。

ア) 化学物質の有害性等に関する科学的知見の充実

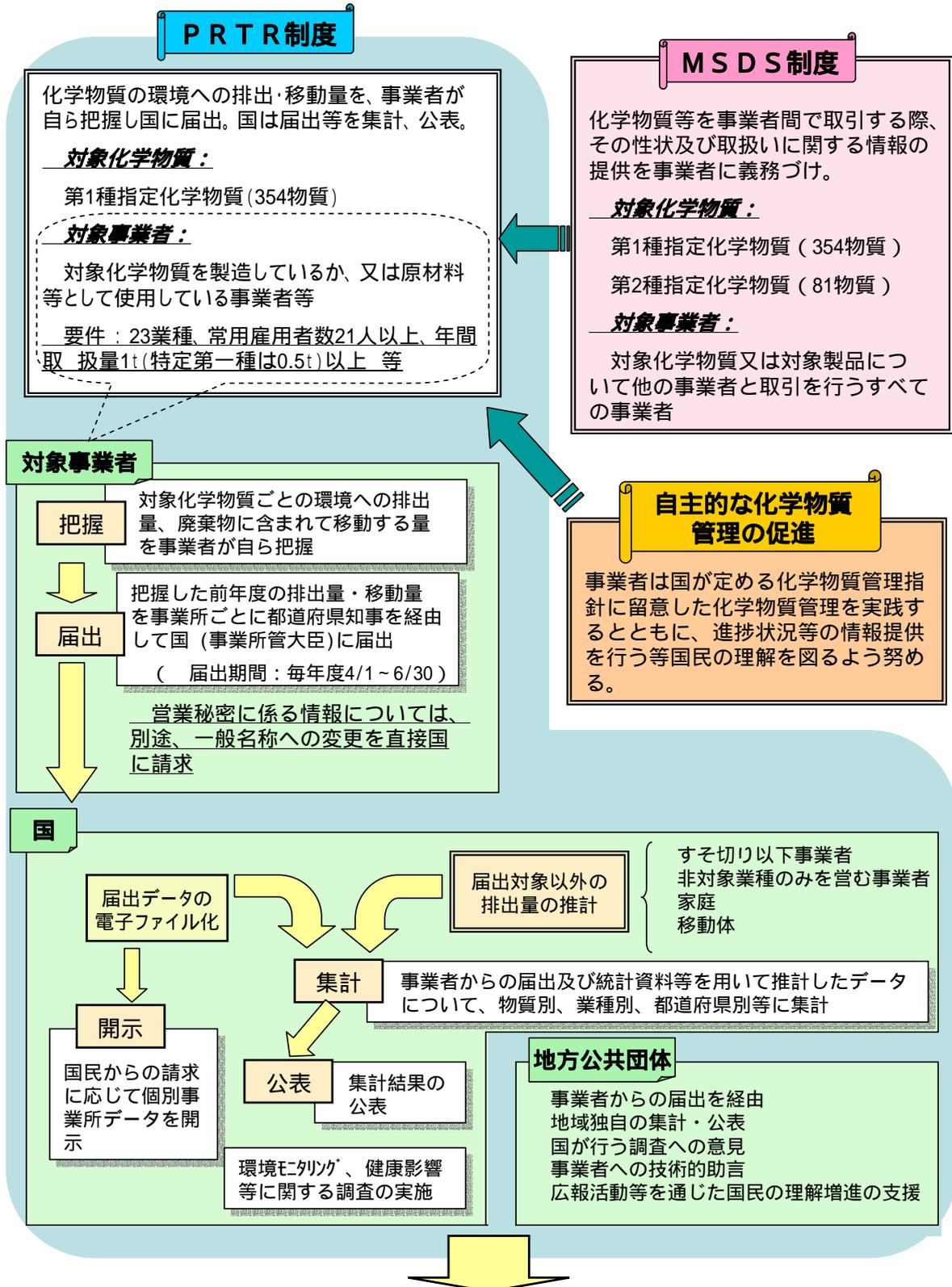
イ) 化学物質の性状等に関するデータベースの整備

ウ) 事業者に対する技術的助言

エ) 化学物質の管理状況等に関する国民の理解増進の支援

オ) 上記、ウ)及びエ)のための人材育成

化学物質排出把握管理促進法の概要



事業者による化学物質の管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止

図3 化学物質排出把握の概要

．運用状況

1．化管法の施行の状況

PRTR 制度については、平成 13 年度のデータから、毎年約 4 万事業所から届出が行われ、これまで 4 年分のデータが集計・公表されている。これらの集計結果は、届出外排出量の推計と併せ、環境省、経済産業省等のホームページで公表されているほか、多くの地方公共団体では、独自に区域内の集計結果を公表している。また、各事業者の PRTR 排出量等データについては、平成 15 年 3 月以降、これまでに約 2700 件の開示請求が行われている。このように、全般的には、地方公共団体や産業界の努力により、PRTR 制度は多くの対象事業者や関心のある国民に定着してきている。

一方、化管法の施行状況については、平成 15 年度の総務省の行政評価・監視で取り上げられ、平成 17 年 5 月、総務大臣から各省大臣に対する勧告が行われた。同勧告では、PRTR データの届出義務がありながら、制度の不知、理解の不足等により届出が行われていない事例が指摘されており、さらなる実態把握及び届出励行が必要とされ、また、MSDS の提供がなされていない事例や、化学物質管理指針の周知がなされていない状況についても指摘された。さらに、環境省によるアンケート調査において、環境 NGO における PRTR 制度の認知度が必ずしも高くない状況が明らかになるなど、化管法の国民・事業者へのさらなる周知が課題となっている。

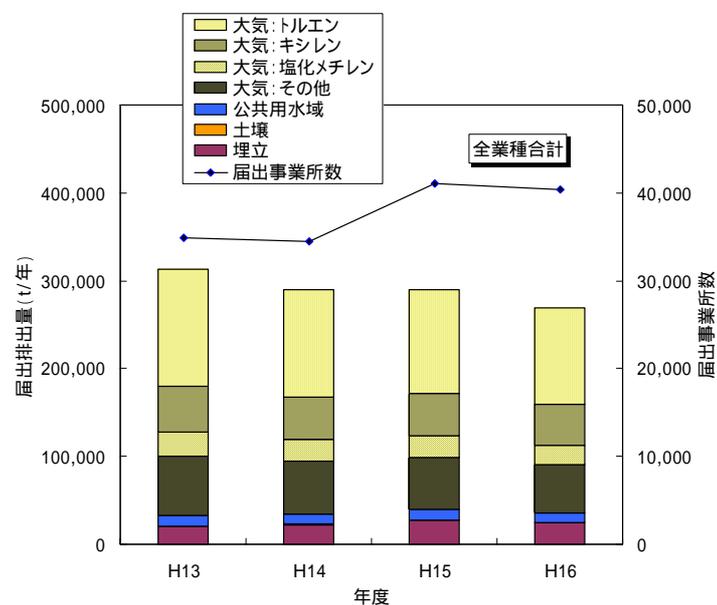


図4 PRTR 届出排出量及び届出事業所数の推移

2. 化管法の効果

制度開始以来4年間のPRTRデータを見ると、PRTR対象物質の届出排出量の合計は、平成13年度の約313千トンから平成16年度は約270千トンと約14%減少している。また、環境モニタリングを継続的に実施している有害大気汚染物質のデータからは、多くの物質について、環境濃度レベルの減少が見られる。平成16年度に実施した事業者を対象としたアンケートによると、届出排出量の減少の理由として、PRTR制度をきっかけとしてPRTR対象化学物質の排出削減努力がなされたことが理由の一つとして挙げられている。PRTR制度により個別の事業者、業界等の取組がどの程度進んだかについてはさらなる解析が必要であるが、総体として、PRTR制度は化学物質の排出抑制に一定の成果を収めていると見ることができる。

さらに、公表されたPRTRデータは、国及び地方公共団体において様々な用途で活用されるとともに、PRTRデータや事業者による排出抑制の取組を用いた事業者と地域住民との対話や市民団体におけるインターネットを通じた情報共有の取組等も進められている。

表1 PRTR届出排出・移動合計量の推移

排出先		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
排出量 (トン/年)	大気	279,478	255,105	250,669	233,387
	公共用水域	12,631	12,041	12,548	11,306
	土壌	234	299	250	256
	埋立	20,451	22,429	27,290	24,609
	合計	312,794	289,873 (-7.3%)	290,756 (-7.0%)	269,558 (-13.8%)
移動量 (トン/年)	廃棄物移動	212,415	207,140	232,267	226,913
	下水道への移動	3,973	2,977	3,108	3,033
	合計	216,388	210,117	235,375	229,946
排出量・移動量合計(トン/年)		529,182	499,990 (-5.5%)	526,131 (-0.6%)	499,504 (-5.6%)

注：括弧内は13年度データからの増減